

「野生生物と社会」学会機関リポジトリ等に関する方針

「野生生物と社会」学会（以下、学会という。）では、機関リポジトリ等について、学術情報の円滑な発信と共有を促進し、同時に、著者が自身の研究活動を推進・発展する上で重要であると考え、学会の出版物に関しては以下の条件で許諾を与えるものとする。

1. 「野生生物と社会 (Wildlife and Human Society)」ならびに「ワイルドライフフォーラム (Wildlife Forum)」については、出版後 1 年を経過した場合は学会に許諾申請を行わずとも機関リポジトリに掲載が可能となる。この場合、機関リポジトリ実施機関等は学会が作成した PDF 文書を使用しなければならず、オリジナルファイルの外見に一切の変更を加えてはならない。なお、学会が論文のダウンロード件数等を把握するなどの都合上、国立情報研究所論文情報ナビゲータ (CiNii) に掲載された記事については、可能な限り当該記事へのリンクを附することが望ましい。
2. 執筆者は、自身が執筆した記事については、出版後 1 年を経過した場合は学会に許諾申請を行わずとも執筆者個人のウェブサイトあるいは執筆者が所属する法人や団体等のウェブサイトにおいて当該記事の PDF 文書を掲載することができる。ただし、この場合でも公開開始の時期や公開の条件については上記の方針に従うものとする。
3. 当方針は学会が作成した PDF 文書のみ適用される。したがって、著者が編集委員会に提出した最終原稿 (MS ワード、テキストエディタ、LaTeX 等で作成した文書ファイルおよび各種の図表のファイル、またはそれらを PDF 文書化したもの) の著作権は執筆者個人に帰属するため、当方針の対象とはならない。
4. 学会が著作権を持ち、出版した「大会講演要旨集」及び「シンポジウム等の抄録集」については、学会に許諾申請を行わずとも機関リポジトリ等への掲載やウェブサイト等での公開が可能となる。学会の各種部会および委員会が著作権を持ち、出版・発行した資料集等についても、この方針に従うものとする。記事の PDF 文書化や公開はリポジトリ実施機関または執筆者の責任において行うものとする。
5. 学会が著作権を持つ書籍類については、個別に対処する。
6. この方針は、2015 年 11 月 21 日の理事会議決により、同日から施行する。